自由席

私でもできました！
法廷補佐人

（浪速）
寺西　雅行

1

「全面勝訴」。この言葉がこれほど心地いいものだとは思わなかった。補佐人として平成十三年二月から参加していた東京地方裁判所での税務訴訟（開始は平成十二年十二月から）が平成十四年九月二十七日でようやく幕を閉じた（一審で確定した）。

今年四月から税理士に出廷陳述権が認められるようになった（私の場合は改正前だったので裁判所の許可をもらって出廷したのであるが）。この動きに関心を寄せられている方も多いかと思う。そこで若輩者ではあるが、自分の法廷体験と感じたことについて述べてみたい。

2

まずは事案について。長男であるA氏は父から昭和四十一年に自宅敷地（約六十坪）の贈与を実質的に受けた。しかしこの土地というのが、諸般の事情で登記名義が母（専業主婦）となっていた。父の死後、A氏は妹との間で相続争いが起きる兆しを感じ、慌てて土地の名義を母からA氏に登記原因を贈与として所有権移転登記してしまったのである。A氏は、登記は移したもののそれは従前父にもらったものだからということで、贈与税の申告をしなかった。しかるに税務署はA氏に対して贈与登記がなされているから」というのみで、関係者からの事情聴取などの裏づけをとることなくなされたものであった。

A氏は「母からの贈与」について贈与税を支払わなければならないのか。

相続税法基本通達によれば、『…贈与の時期が明確でないときは、特に反証のない限りその登記…があったときに贈与があったものとして取り扱う（一・一の二共―一〇）』となっている。そのため登記のみをよりどころとすれば、贈与税を負担することは当然だと考えるだろう。一方、法律では『贈与は…一方が…財産を無償にて…与ふる意思を表示し、相手方が受諾を為すにて効力を生ず。（民法五四九条）』と規定されている。つまり、財産の持ち主（＝真の所有者）が相手方に贈与の意思を表したときに贈与が成立するのである。本来は、この時点で贈与税が課されるはずなのである。ところが、課税庁は記録上わかりにくいものは登記名義にとらわれ、真の所有者が誰であったのかという本質的な検討を怠り、課税処分をなしてきた（残念ながら不服審判所の審査方法も同様であった）。今回の裁判では、その実質に焦点があてられた結果、一億円超もの贈与税課税処分の取り消しという勝訴判決が得られたのだ。

3

われわれ税理士も日頃は、通達を基に日常の業務を執り行っているため、民法による基本となる実体についての法律（実体法）をつい忘れがちになる。私は、今回、弁護士と共に実体法に基づいての事案の本質・実態を十二分に検討を行った。そして、それを踏まえて自らも法廷に足を運んで〝法曹界の常識〟（法廷内では議論を戦わせるべきはずが、次の日程を決めるだけの一分法廷や、税務署側の代理人である訟務検事に肩入れしているかのようにしか見えない裁判長の姿など）に触れたことで、業務の基本的な取り組み方が大きく変わった。視野が広がり、何より基軸とすべき法律の見方が変わったことが私にとって最大の収穫であった。通達至上主義から脱却し、税理士法第一条にある様に、法を広角度で見た上で真の適正納税の実現に携わらなければならないと痛感した。

4

当初は、訴訟とはいえ弁護士と協働することに不安を覚え、戸惑いを感じた。しかし出廷の回数を積み重ねていくうちに、税理士と弁護士の組み合わせと言うのは案外面白く、また想像以上に効果的であると実感した。というのも、〝税務には精通しているが法全体の体系を見ず、税法や通達を中心としてしか物事を判断できなくなっているのに、大義名分のごとく振りかざし顧客に熱血指導する〟税理士と、〝税法を数ある法律の一部として捉え、広角度で物事を見られるけれども、税務には疎く〝法曹界の常識〟に染まってしまい閉ざされた法廷に伺らの疑問を感じなくなっている〝弁護士〟の両者が組めば、税理士は市民感覚で〝法曹界の常識〟について弁護士に指摘でき、他方、弁護士は法律にもとづく税務のあり方という我々税理士の見落としがちには裁判所も）が明らかに私を警戒しているのを感じた。課税庁側にしてみれば、相手方の資質が変わったのであるから当然のことである。また、司法改革・規制緩和の一端として税理士が法廷活動できるようになったということは、納税者はもちろん弁護士や一般の方にとっても〝我々税理士が法曹界において果たすべき役割〟に大いなる期待が寄せられている。このように考えると、税理士が出廷することはそれ自体で〝新風〟を吹き込むことになり、選ばれた特別優秀な税理士でなければならないという観念は単なる取り越し苦労であるということがおわかり頂けるであろう。「法廷に立つということ」、それは法律を広範な視野で見据えた上で、適正な納税義務を図ることを第一義とする税理士なら誰でもできる。それを私は今回の訴訟を通じて確信するに至った。

5

今回の訴訟で裁判が進むにつれて、相手方（の

御意見をお待ちしています
広報部 Eメール LET07502@nifty.ne.jp